

浜松市教育委員会会議次第

令和3年1月27日(水)
14時00分
教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定（黒柳委員、神谷委員）

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】

- 第1号議案 ※非公開
- 第2号議案 ※非公開
- 第3号議案 ※非公開
- 第4号議案 ※非公開
- 第5号議案 ※非公開
- 第6号議案 ※非公開

【議決案件】

- 第7号議案 浜松市指定文化財の指定（追加指定）について (文化財課)
- 第8号議案 浜松市指定文化財の指定解除について (文化財課)

(2) 報 告

- ア 令和2年度移動教育委員会「語り合おう！はままつの教育」の開催結果について (教育総務課)
- イ 令和2年度幼稚園教諭・保育士採用試験結果について（令和3年度採用） (幼児教育・保育課)

6 閉 会

浜松市指定文化財の指定（追加指定）について

次のものを浜松市指定文化財に指定（追加指定）する。

教育長 花 井 和 徳

- 1 種 別 史跡
- 2 名称等 浜松城跡
- 4 所在地 浜松市中区元城町 100 番地の 2 の一部
- 5 所有者 浜松市
- 6 特記事項 従来指定地に新たな指定地を追加するもの

浜松市指定文化財の指定（追加指定）について

(提案理由)

浜松市文化財保護条例第32条第2項において準用する第4条第3項の規定により、浜松市指定文化財の指定（追加指定）について浜松市文化財保護審議会に諮問し、同条例第44条の規定により、別紙のとおり浜松市文化財保護審議会の建議を受けたため。

(提案内容)

- | | |
|--------|---------------------|
| 1 種別 | 史跡 |
| 2 名称等 | 浜松城跡 |
| 3 所在地 | 浜松市中区元城町100番地の2の一部 |
| 4 所有者 | 浜松市 |
| 5 特記事項 | 従来指定地に新たな指定地を追加するもの |
| 6 概要 | |

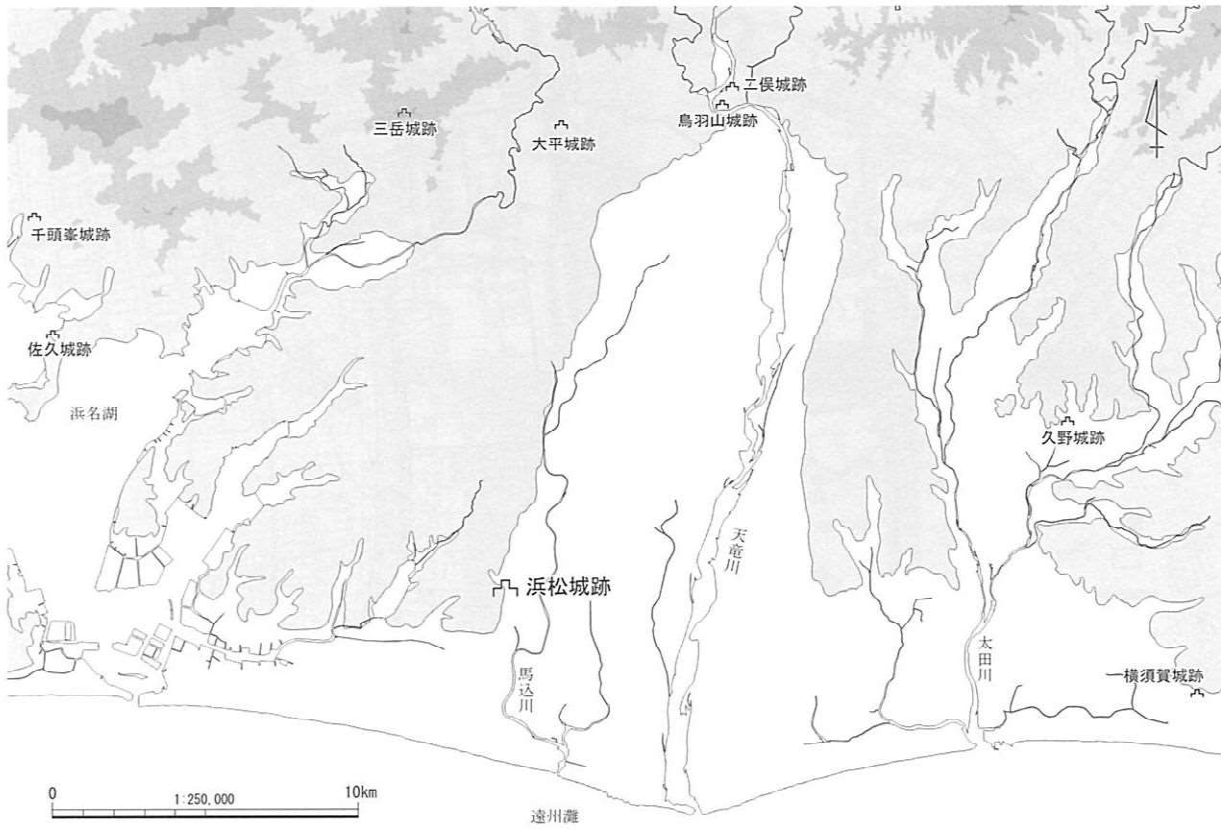
本区域は、浜松城の本丸、西端城曲輪にあたり、浜松城跡の中枢部に相当する。昭和34年の浜松市指定史跡の指定以降、浜松城に係る調査研究が進み、発掘調査の成果などを加えた総合的な評価が行えるようになってきている。また、天守曲輪では平成26年に天守門及び土塀が再建されるなど浜松城跡の本質的価値の顕在化が進んでいる。これまでに明らかにされた情報を踏まえ、浜松城跡の保存を万全にし、適切な活用事業を図るため、条件が整う範囲について追加指定することが適当であると判断される。

7 図面等

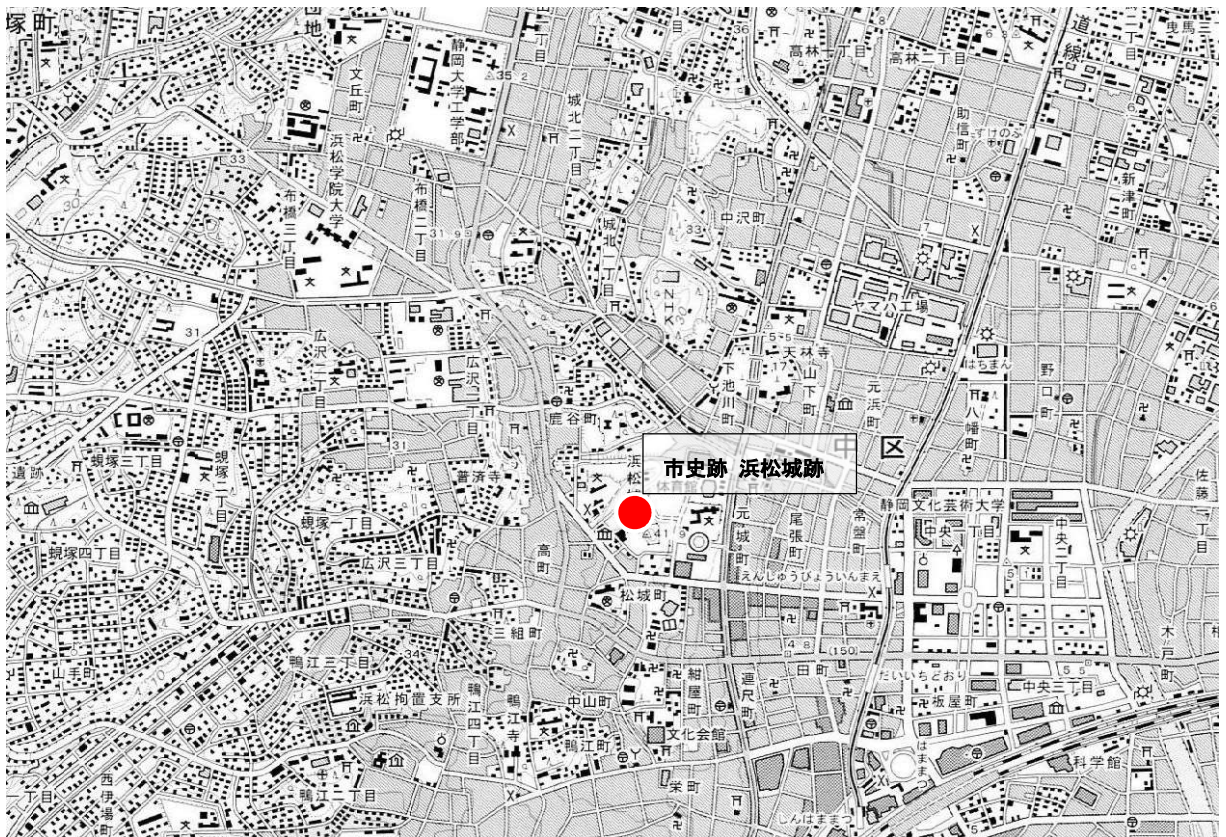
次頁以降のとおり

(その他)

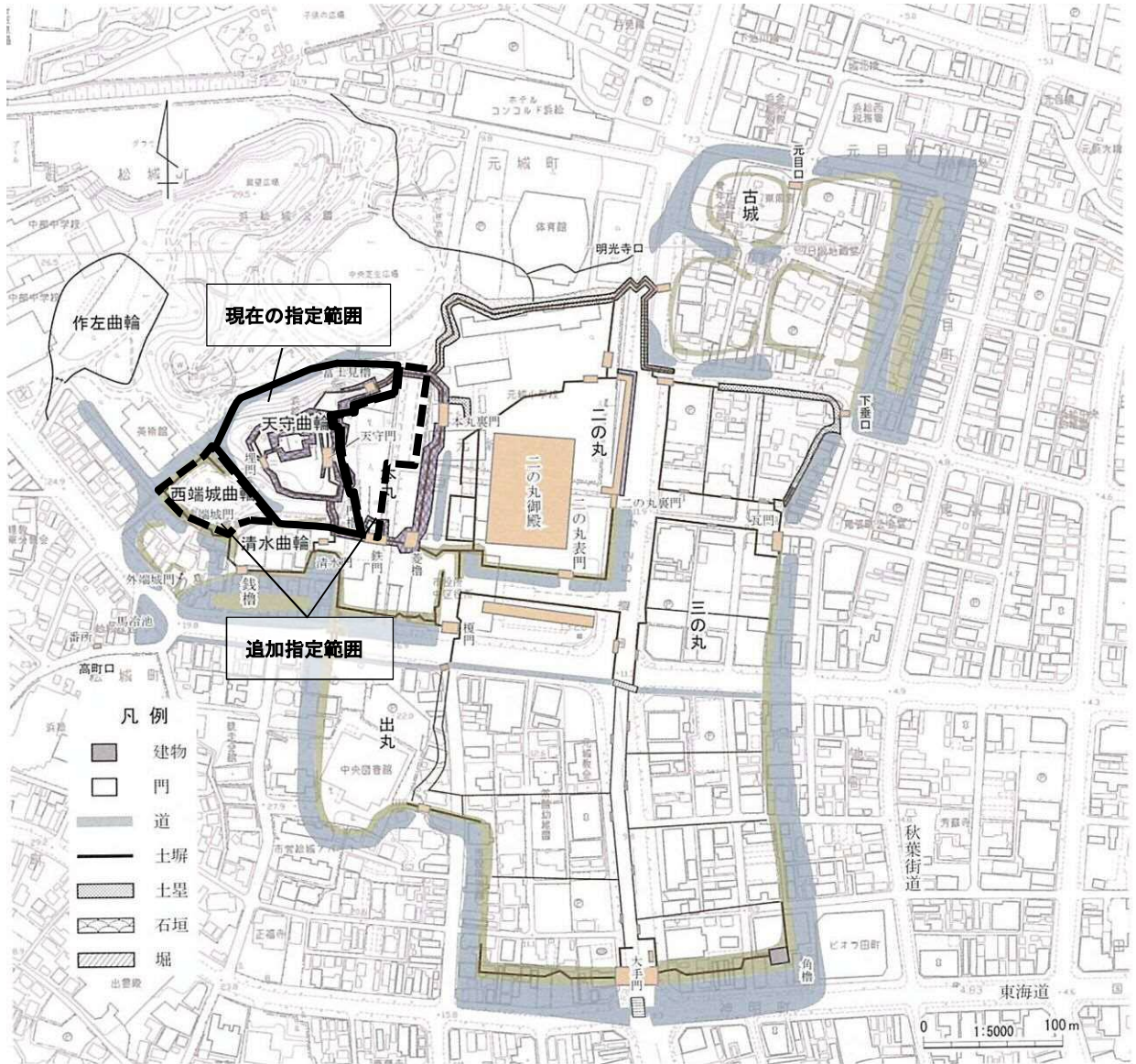
浜松市文化財保護条例第32条第2項において準用する第4条第2項の規定に従い、所有者の同意を得ている。



浜松城跡の位置 (250,000 分の 1)



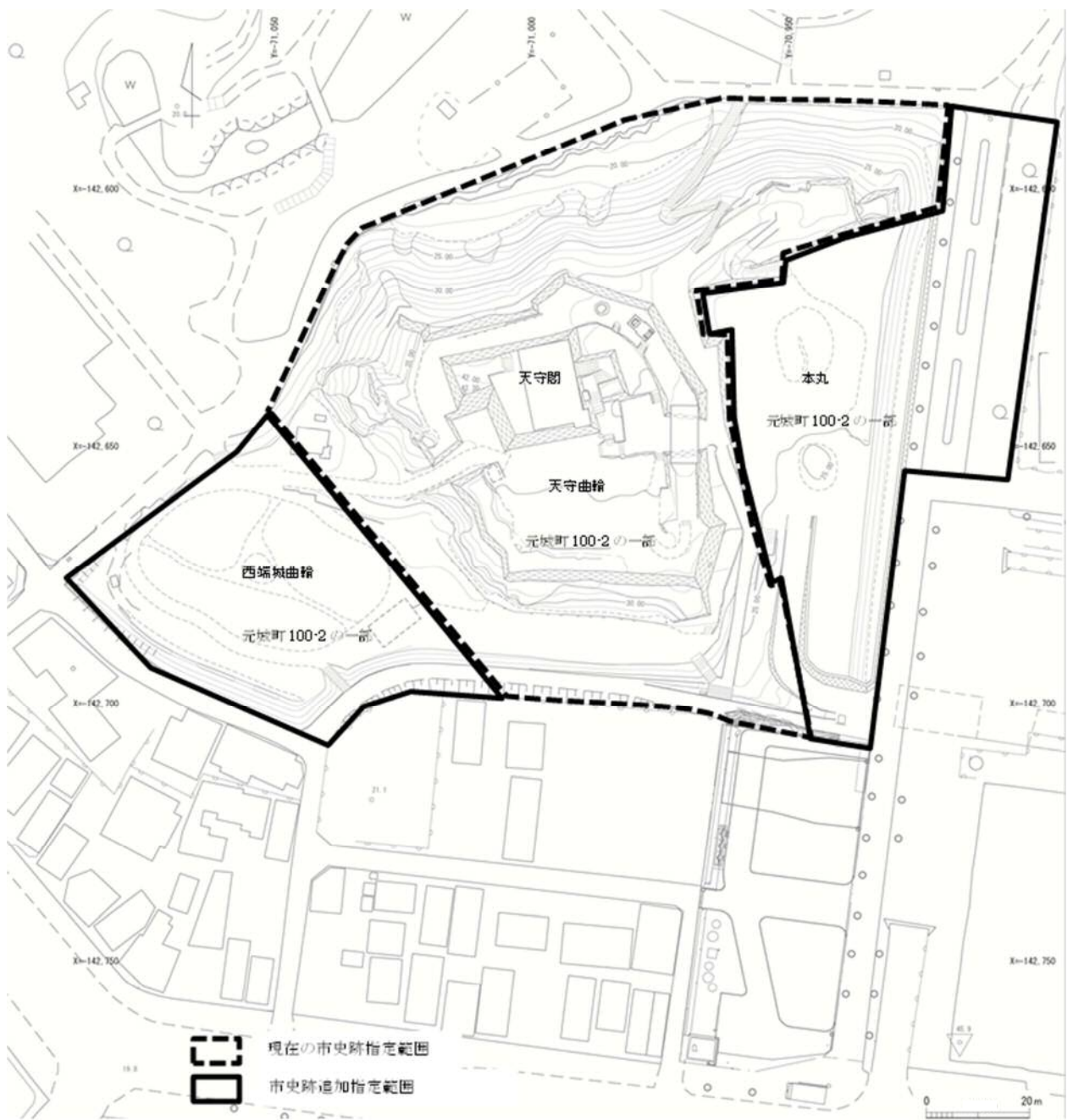
浜松城跡の位置 (25,000 分の 1)



近世浜松城の推定復元図



現在の市指定史跡浜松城跡と追加指定の範囲（南東（市役所本庁舎屋上）から）



追加指定の範囲



西端城曲輪の現況（東から）



本丸の現況（北西から）

浜松市教育委員会
教育長 花井 和徳 様



令和 2 年 12 月 21 日

浜松市文化財保護審議会
会長 笹原 恵



浜松市所在文化財の指定（追加指定）について（建議）

標記のことについて、浜松市教育委員会（文化財課）から諮問を受け、浜松市文化財保護審議会において審議を行ったところ、浜松市指定史跡として文化財指定（追加指定）をすることが適当であるとの答申に至りました。

つきましては、下記のとおり文化財指定されるよう、浜松市文化財保護条例第 44 条に基づき建議致します。

記

- | | |
|---------|------------------------|
| 1 種 別 | 記念物（史跡） |
| 2 名 称 等 | 浜松城跡 |
| 3 所 在 地 | 浜松市中区元城町 100 番地の 2 の一部 |
| 4 所 有 者 | 浜松市 |
| 5 所有者住所 | 浜松市中区元城町 103 番地の 2 |

以上

第 8 号 議 案

令和 3 年 1 月 2 7 日 提出

浜松市指定文化財の指定解除について

次の浜松市指定文化財を指定解除する。

教育長 花 井 和 徳

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名称等 伊目のノウゼンカズラ 1 本
- 3 指定書番号 第 156 号
- 4 指定年月日 昭和 53 年 6 月 16 日
- 5 所在地 浜松市北区細江町気賀 4227 番地の 2
- 6 所有者 個人

浜松市指定文化財の指定解除について

(提案理由)

浜松市文化財保護条例第33条第3項において準用する第5条第2項において準用する第4条第3項の規定により、浜松市指定文化財の指定解除について浜松市文化財保護審議会に諮問し、同条例第44条の規定により、別紙のとおり浜松市文化財保護審議会の建議を受けたため。

(提案内容)

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名称等 伊目のノウゼンカズラ 1本
- 3 指定書番号 第156号
- 4 指定年月日 昭和53年6月16日
- 5 所在地 浜松市北区細江町気賀4227番地の2
- 6 所有者 個人
- 7 概 要

樹木全体が完全に枯死腐朽崩落しており、再生の可能性はなく、滅失したことにより、浜松市文化財保護条例第33条第1項に規定する解除基準「天然記念物としての価値を失った場合」に該当するものと判断される。

8 写 真

次頁のとおり



伐採したスギと枯死したノウゼンカズラの根元主幹 (▽)



伐採したスギの幹と着生していたノウゼンカズラの幹 (▶)



令和 2 年 12 月 21 日

浜松市教育委員会
教育長 花井 和徳 様

浜松市文化財保護審議会
会長 笹原 恵 印



浜松市指定文化財の指定解除について（建議）

標記のことについて、浜松市教育委員会（文化財課）から諮問を受け、浜松市文化財保護審議会において審議を行ったところ、浜松市指定文化財の指定解除をすることが適当であるとの答申に至りました。

つきましては、下記のとおり指定解除されるよう、浜松市文化財保護条例第 44 条に基づき建議いたします。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 種 別 | 天然記念物 |
| 2 名 称 | 伊目のノウゼンカズラ |
| 3 員 数 | 1本 |
| 4 指定書番号 | 第156号 |
| 5 指定年月日 | 昭和53年6月16日 |
| 6 所 在 地 | 浜松市北区細江町気賀4227番地の2 |
| 7 所 有 者 | ■■■■■ |

令和2年度移動教育委員会「語り合おう！はままつの教育」の開催結果について

教育総務課

1 開催目的

教育長講話や参加者との意見交換を通じ、開かれた教育行政の推進を図り、浜松の教育について理解を深めていただくとともに、教育委員会審議に資することを目的に開催した。

2 開催結果

参加者数：40人（R1：86人） ※R1：4回 → R2：2回

会場		日時	参加対象	参加者数	内容等
第1回 (中区)	富塚西小学校 体育館	10月23日(金) 14:30~16:30	学校運営 協議会委員 (富塚西小)	19人	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の見学及びコミュニティ・スクールについて、意見交換を実施。 ・導入5年目となるコミュニティ・スクールの取組状況や成果・課題について話し合った。 ・市内学校関係者に開催を周知し、コミュニティ・スクール未導入校の学校関係者も傍聴した。
第2回 (浜北区)	浜北区役所 3階 第2会議室	11月11日(水) 19:00~20:30	市民	21人	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長講話及び参加者の質問、要望等について、意見交換を実施。 ・幼小の連携、教員の働き方改革及びGIGAスクール構想等について話し合った。

令和2年度 幼稚園教諭・保育士採用試験結果について(令和3年度採用)

人事委員会
幼児教育・保育課

選考区分 (採用予定日)	申込者数	1次		2次		3次		倍率 (A)/(B)	採用者 数合計
		受験者数 (A)	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	最終 合格者数 (B)		
Ⅱ類 (R3.4.1)	55	51	36	33	28	27	24	2.13	29
Ⅳ類 (R3.4.1)	19	17	10	10	5	5	5	3.40	

Ⅱ類:平成4年4月2日以降に生まれた人(28歳まで)で、令和3年3月までに免許状・資格を取得見込みの人
 Ⅳ類:昭和36年4月2日以降に生まれた人(59歳まで)で、職務経験が5年以上の人

☆参考:過去の実績

選考区分 (採用日)	申込者数	1次		2次		3次		倍率 (A)/(B)	採用者 数合計
		受験者数 (A)	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	最終 合格者数 (B)		
Ⅱ類 (R2.4.1)	54	44	32	29	19	18	17	2.59	17
Ⅳ類 (R2.4.1)	16	15	4	4	1	1	0	—	
Ⅱ類 (H31.4.1)	66	60	44	38	31	27	25	2.40	27
Ⅳ類 (H31.4.1)	17	15	6	6	2	2	2	7.50	
Ⅱ類 (H30.4.1)	70	64	51	47	31	29	28	2.29	32
Ⅳ類 (H30.4.1)	15	14	7	7	4	4	4	3.50	
Ⅱ類 (H29.4.1)	90	79	55	47	31	27	24	3.29	28
Ⅳ類 (H29.4.1)	20	20	8	8	4	4	4	5.00	
Ⅱ類 (H28.4.1)	74	60	51	48	41	39	34	1.76	40
Ⅳ類 (H28.4.1)	41	39	22	22	6	6	6	6.50	

